「下松市高齢者等見守り活動に関する協定」の概要

1. 目的

我が国は超高齢社会を迎えており、下松市においても高齢化率が27%を超えている状況である。高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進するために、その対策のひとつとして、地域住民と日常的にかかわりを持つライフライン事業者等と協定を締結し、地域での高齢者等の見守り体制のさらなる強化を図る。

2. 事業概要

下松市と民間事業者等が協定を締結し、高齢者の見守り体制のさらなる強化を図る。

① 活動内容

通常業務の範囲内で、高齢者等へのさりげない見守りの実施。

異変に気づいた場合に、地域包括支援センター又は市へ連絡。緊急時に おいては、110番通報(警察署)や119番通報(消防署)。

《さりげない見守り・異変の例》

- ●郵便受けに新聞や郵便物、宅配伝票等がたまっている。
- ●何日も洗濯物が干したまま、カーテンが閉まったままになっている。
- ●電灯が昼夜問わずついたままの状態である。
- ●ゴミがたまっている。異臭がする。
- ●居室内に人がいる確認ができても返事がなく、電話にも出ない。
- ●毎日同じ服装、季節に合わない服装、汚れたままの服装をしている。
- ●お札でばかり会計をする。通帳を無くしたりお金がない等たびたび言われる。

②協定締結にあたって(参考:協定書案)

- ●協定有効期間は協定締結後1年間とし、特別な場合を除いては自動更新。
- ●個人情報に関しては守秘義務・目的外使用の禁止(協定有効期間満了後も同様)。
- ●協定締結において費用の発生なし 等

《参考》

●H25.8.22 県が民間5事業者との間で包括協定締結済み 「山口県における地域見守り活動に関する協定」

5 事業者;日本郵便株式会社中国支社 中国電力株式会社山口支社

公益社団法人日本新聞販売協会山口県支部

一般社団法人山口県 LP ガス協会

山口合同ガス株式会社

- ●H25.11.6 下松市と下松市水道局との間で協定締結済み 「下松市高齢者等見守り活動に関する協定」
- ●H26.11.12 下松市と下記13事業所との間で協定締結済み 「下松市高齢者等見守り活動に関する協定」

3. 登録手順

- ●協定締結申請書(別紙)を市役所高齢福祉課に提出してください。
- ●市・事業者等の双方で最終登録確認を行い、協定を締結します。

4. 問合せ・連絡先

下松市高齢福祉課 地域包括支援係 (下松市地域包括支援センター)

☎ (0833) 45-1838